

原発特措法に基づく立地地域の指定及び今後のスケジュールについて

1 立地地域の指定

令和8年8月7日の原子力立地会議において、新たに本市全域ほか松江市（旧美保関町、旧東出雲町、旧八雲村、旧玉湯町、旧宍道町及び旧八束町）、安来市の全域及び雲南市の全域が指定された。

※全国の立地地域数について

（拡大前）14道府県76市町村 ⇒ （拡大後）21道府県150市町村

2 立地地域振興計画（案）の策定

原発特措法第4条の規定に基づき、県は当該立地地域の生活環境、産業基盤等の総合的な整備等に関し必要な事項を定める立地地域振興計画（案）を作成し、国に提出する予定である。

また、立地地域振興計画（案）には、当該計画に基づく事業一覧が添付される。

3 事業一覧（案）への掲載について

- ・事業は、原発特措法に基づく支援措置の対象となる事業*を掲載

※支援措置の対象となる事業…道路、港湾・漁港、消防用施設及び義務教育施設

- ・本市分の事業は、中期財政計画に計上し、既に実施中の事業を中心に掲載予定
- ・事業一覧は毎年度更新され、実状に応じて事業が追加、修正される。

4 今後のスケジュール

令和8年11月 （県→市）立地地域振興計画（案）（事業一覧含む）に係る県からの意見照会

令和8年12月 （市→県）立地地域振興計画（案）（事業一覧含む）に係る市からの意見回答

令和8年内目途 （県→国）立地地域振興計画（案）（事業一覧含む）提出